

# 第3回民間資金等活用事業推進委員会

## 議事録

内閣総理大臣官房内政審議室  
民間資金等活用事業推進室

### 第3回民間資金等活用事業推進委員会議事次第

日 時： 平成 11 年 12 月 1 日（水） 9:30～11:40

場 所： 総理府 3 階特別会議室

1. 基本方針について
2. その他

#### 出席者

##### 【委員・専門委員】

樋口委員長、西野委員、飯田委員、奥野委員、小幡委員、高橋委員、原委員、前田委員、山内委員

有岡専門委員、植田専門委員、鶴崎専門委員、廣實専門委員、藤井専門委員、光多専門委員、美原専門委員、矢野専門委員、山下専門委員

##### 【事務局】

竹島内閣内政審議室長、白須民間資金等活用事業推進室長、佐久間参事官、古谷企画官、清水企画官

樋口委員長 皆様おはようございます。定刻になりましたので、ただいまより第3回の「民間資金等活用事業推進委員会」を開会させていただきたいと思っております。

本日の議題は、前回に引き続きまして「基本方針について」でございます。去る11月16日に第2回委員会を開催させていただきました。基本方針案について御議論をいただきました。また、個別に委員、専門委員の皆様から事務局の方に大変たくさんの御意見を頂戴いたしました。この御意見を踏まえまして、事務局におきまして、基本方針の案文の修正をしていただきました次第であります。修正した案文について御説明を白須室長からお願いいたします。

白須室長 御説明申し上げます。修正点につきましては、大きく分けまして、基本的なところといたしましては、方向性として3つほどでございます。

1つは、これまでの御意見等々の中でできるだけ事業を実施いたします方々にわかりやすくということ、若干の重複等はいとわずに考え方をそれぞれのところにおいて述べるということ、できるだけわかりやすくなるようにと修正させていただいております。

第2点は、これは多くの委員の方々から御意見がございましたが、この案文の一番最後のページでございますが、「五 その他特定事業の実施に関する基本的な事項」というところで、1の地方公共団体においては云々、この部分だけございましたが、2、3、4という部分を付け加えまして、当PFI委員会の役割、またガイドライン等について付け加えるということをしております。

あと、第3といたしましては、それぞれのところの基本的な在り方といたしまして、民間の事業者に行わせることが適当なものはこれをできるだけ行わせること、あるいは公平性、透明性を重視すること、これらの点をそれぞれのところで文章を加える等の修正を行っているということでございます。

1ページ目から御説明させていただきます。1ページ目から2ページの前半までにかけて、前文でございます。この大きなところといたしましては、第3パラグラフに「第一は」というふうでございます。PFI事業の成果ということで第一、第二、第三と書いてございますが、「第一は」というところの5行目のところにおきまして、「PFI事業は、適切なリスク分担により事業全体のリスク管理が効率的に行われること、建設、維持管理及び運営の全部又は一部が一体的に扱われること等により全体として事業コストの縮減が期待できるものであり、同時に」以下というようなことで、若干の整理をさせていただいているということでございます。

「第二は」というところでございますが、1行目に行政の関与とございましたが、「行政の関わり方」というふうにしてあります。なお、その3行目に「民間事業者の自主性、創意工夫を尊重して」いくということを明示させていただいたということでございます。

第三の部分でございます。後半の方でございますが、新規産業の創出という点に直接なるかというような御指摘もございました。これらの点につきまして、その4行目のところ

から「また、全体としての事業コストの縮減のため他の収益事業と組み合わせて実施する場合にも、新たな事業機会を生み出すことが期待される。これらの結果、新規産業の創出の促進に資するとの点で経済構造改革の推進にも寄与するものである」という点を入れさせていただいております。

2ページ目でございます。前文の第2パラグラフでございますが、ここにおきまして、以下全体的に及びますところの基本的な考え方を整理させていただいております。その部分を読ませていただきます。

「また、PFI事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との責任分担の明確化を図りつつ、民間事業者にとっての収益性を確保するとともに、国等の民間事業者に対する関与を必要最小限のものとするにより民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好な公共サービスが国民に対して提供されることを旨として行われる必要があり、以下に示すところにより、評価等の客観性及び公平性、透明性の確保を図りつつ、契約に定められた責任分担等に従いその適正かつ確実な実施が図られるようにする必要がある」というのを入れさせていただいているというところでございます。

続きまして一の部分です。「特定事業の選定に関する基本的な事項」という部分でございます。

この1の「特定事業に係る事項」というところにおきまして、(1)の部分を新たに付け加えさせていただいているというところでございます。これにつきましては、従来(2)以下の部分が記載されておまして、これにつきましては、まず基本的な考え方、特に民間事業者に行わせることが適切なものについてはできる限りこれを委ねていくというような基本的な考え方を冒頭まず述べていくべきではないかというような御意見ございまして、ここにおきましては、まず、「選定に当たっては、公共施設の整備に関する事業で、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより効率的に実施されるものを対象とし」ということで、基本的に広い範囲のものであるということをもまず明らかにするとともに、「民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者にゆだねるとの法に規定するPFI事業の基本理念を踏まえ、選定を行う」、この基本的な原則を加えているところでございます。

(2)の部分におきまして、(イ)といたしましては、「PFI事業の円滑な実施を促進していくためには、具体的な特定事業を早期に実現することが適当であることに鑑み」ということで、早期の立ち上げと申しますか、そういうことに鑑みまして、以下に書いてございますような、適合性が高く、国民のニーズに照らし早期に着手すべきものから手続きに着手するということを期待し、それに引き続きまして民間事業者からの発案のあった事業については、積極的にこれを取り上げ、措置するということを記載いたしているところでございます。

次のページでございます。(ロ)でございますが、この部分につきましては、前回のバ

ージョンにおきましては、公共施設との整備の中長期方針と合致するというような記載をさせていただいておりましたが、これにつきましてやや狭くとられる恐れがあるというような御指摘がございました。したがって、御指摘を踏まえまして、まず基本的には中長期的観点に立って、低廉かつ良好な公共サービスを提供していく。中長期的な観点に立つということがまず大事なんだということ。その事業につきまして、公共施設等の中長期的方針がある場合におきましては、これと整合性を保ち得るものであること。つまり、これは全く中長期方針に書いてなかったという場合に、書いてないからやらないという反応が出てくるとよろしくないというお話もございましたので、あった場合にはこれと整合性を保ち得るものであるという形にさせていただいたということでございます。

「2 民間事業者の発案に対する措置」につきましては、冒頭におきまして、目的といたしまして、これを民間事業者の活発な発案を促進するという見地であるということをつけ加えさせていただいたということでございます。

なお「民間事業者の発案に対する措置」という2の部分、これは従来後ろの方にございましたが、今回これを重視するという観点から前の方へ持ってこさせていただいたということでございます。

「3 実施方針の策定、公表」の部分につきましては、従来の書き方、基本的な考え方は変わっていないところでございますが、従来の考え方におきまして、順次実施方針を詳細化していくというようなことにつきまして、実施方針というのがいくつか階層的にあって、ここでだんだん詳細化されるのではないかという疑問が生じる可能性がある。あるいは、最初、アバウトでもよいのかという御指摘もございました。したがって、これらを整理いたしまして、この(2)におきまして、まず「実施方針の策定、公表は公平性及び透明性を確保するため、なるべく早い段階で行うことが望ましい」と述べました上で、(3)におきまして、実施方針が「民間事業者にとって特定事業への参入のための検討が容易になるよう、当該特定事業の事業内容、民間事業者の選定方法等についてなるべく具体的なものであることが望ましい」と。その上で、「実施方針は公表当初において相当程度の具体的内容を備えた上で、当該特定事業の事業内容の検討の進行に従い、順次詳細化して補完する」と、こうしても差し支えないという表現にさせていただいているところでございます。

「4 特定事業の選定、公表」でございます。これにつきましては、(1)の文におきまして、基本は評価の基準というのは、効率的かつ効果的に実施できるということがこういう設定の基準であるということをおまじ書かさせていただきました。以下、具体的に評価するに当たってはということで(1)に書かせていただいておりますが、「事業期間全体」という表現を入れさせていただいております。「事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待することができること」云々、この全体という部分につきましては、これは建設、管理、運営というものが、1つの流れといたしまして、パッケージでPFI事業ということで特定事業になった場合におきましては、単に建設の段階、管理の段階、運営の段階、



といたしましては、財務の状況について、公認会計士等による監査報告書、ここで括弧書きで（選定事業の実施に影響する可能性のある範囲に限る）といたしましたので、比較的わかりやすくなっているかと存じます。それを提出させて云々という形でございます。

の部分でございます。ここは言わば適正化措置の中におきまして、支出負担額の減額という表現がございます。これにつきまして、当然これは一例でございますので、契約内容におきまして、相当の範囲内ということでございますから、括弧書きに入れるということで、選定事業の適正かつ確実な実施の確保を図るための措置をとることができる、その中が当該選定事業において、相当と認められる範囲内で公共施設等の管理者等の支出負担額の減額を含むことができるという一例であると。ただし、これがある意味で申しますと、日常といたしましては、一番きついサンクショナルなものになるわけでございますので、その一番きついものを書かせていただいているということでございます。以下（２）の事業の終了時期、（３）の事業継続困難事由、（４）の契約解除、（５）の協定解釈、３の三セク等につきましては、変更ございません。

７ページの「四 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項」という部分でございます。

１が、政府の基本的な支援や措置についての考え方を記述しているところでございます。（１）が財政等の支援等、（２）が財政上の支援、金融上の支援における位置付けの整備等でございますが、（３）の法制上の措置につきまして、法制上の措置についても、PFI事業の特性及び法の規定を踏まえ、また選定事業者の法的地位の明確化が必要であるとの観点に立って、同事業の円滑な推進に支障が生じないように位置付けを整備するというところで、「選定事業者の法的地位の明確化が必要であるとの観点に立ち」という部分、これを御指摘を踏まえまして、入れさせていただいているということでございます。

２のところ、実施方針において、これらの措置について具体的に記載せよというところでございますが、この柱書きの中におきまして、「民間事業者の特定事業への参入のための検討が容易となるよう」、こういうふうに記載するというところで、その目的を入れさせていただいているというところでございます。

８ページの上でございます。

新たに加えました２、３、４につきまして、御説明申し上げます。

２の部分は、基本的にPFI法の規定と同一のことでございますが、前半におきまして、PFI委員会が民間事業者等の国の公共施設等の整備等に関する意見を受け付けると。また、必要に応じて調査等を行いまして、総理や関係行政機関の長に意見を述べる等、このPFI事業の促進、総合調整を図るため措置するということ。

また、これは具体的話でございますが、実施方針の策定状況や事業選定状況等について調査審議して、それぞれ意見を言うということに記載させていただいております。

３の部分と４の部分、これがいわゆるガイドラインの部分でございます。

3のところといたしまして、まず政府がPFI事業に関する知識の普及や情報の収集・提供を行う、また、ガイドラインを作成する。この括弧書きにおきまして、具体的に特に重要なポイントを記載しておりますが、この上記一4は特定事業に係る算定及び評価の、客観性及び透明性の向上、いわゆるバリュー・フォー・マネーの客観性の向上、あるいは透明性の向上の問題、次の二の1評価基準の客観性及び透明性の向上、これは事業者の選定の評価基準等の向上でございます。並びに三2(3)、これはリスク分担、事業破綻といったようなことでございます。そこの事業継続が困難となる事由の列挙及びその際の当事者の対応の具体化、明確化その他に係るものということで、特にこのリスク分担等のところで最も重大な問題となります、この事業の継続が困難、簡単に申せばいわゆる破綻のような状態になった場合における具体的な事由を列挙し、また、その際の対応等についての具体化、明確化をするという部分でございます。それにつきまして、特にこの事業選定のバリュー・フォー・マネーの問題、事業者の選定の評価基準、また破綻事由の明確化とそれに応じた対応、この辺が非常に重要という御意見があったかと存じておりますので、これらを特に具体的に特記いたしました上で、これらの点についてのガイドラインの策定、公表によりまして、PFI事業の円滑な実施の推進を図るということにしております。

4といたしまして、ここでPFI委員会について記載いたしております。「上記3のPFI事業に係る知識の普及、情報の収集・提供に当たり、PFI委員会は積極的に協力するものとする。また、政府は、特定事業の実施に係るガイドライン策定に当たっては、同委員会の意見を求めるものとする」というふうに記載いたしております。

この知識の普及、情報の収集・提供ということにつきましては、一種のデータバンク的な意味合いのものも一方含みますと同時に、地方自治体等の相談に乗っていくとか、あるいは広報活動的なものもやっていくと。非常に広い一般的な形のものから、極めて個々の事業を立ち上げて、また、契約をしてというときに当たりましての一種のデータバンク的な考えのものまでも含んでいるわけでございますが、これは委員会のみでお願いするというわけにまいりません。また、若干、PFI法の設置上の制約もございますので、政府が行う。これについて委員会が積極的に協力する。実質的には委員会が中心となつてごらんいただくわけでございますが、そういう表現にさせていただいた。

また、ガイドラインの策定につきましては、これもPFI法によります八条委員会としての委員会の事務の範囲という点の制約がございます、これは御承知のとおり、近年におきまして、設置法、根拠法に書いていないものは政府の機関はやってはいかぬということでございますので、PFI委員会も、先ほど申しました、いわゆる八条機関でございますが、国家の行政機関でございますので、その設置根拠というような点がございまして、ガイドラインそのものにつきましては、政府が定めていくと。その際、基本的にPFI委員会の意見を求めて、それをベースとする形で、これらのガイドラインを策定していくというような表現にさせていただいているというところでございます。

以上です。

樋口委員長 ありがとうございます。なお、本資料、基本方針の案でございますが、審議の途中でございますので、基本方針が策定されるまでの間、非公表ということで扱いをお願いしたいと思います。

それでは、ただいまかなりのスピードでございましたが、御説明のありました基本方針の案につきまして、皆さんの率直な御意見を頂戴いたしたいと思っております。

なお、当初の予定では、次回は委員の皆さんを中心にやらしていただくということになっておりますので、専門委員の皆さんの是非活発な御意見を今日お願いできればありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

A 専門委員 前回に比べるとかなりわかりやすくなったと思うんです。文章も前回と比べると格段の差があると思います。そういうことでいきますと、御苦労だったと思います。

3点だけ、御質問になるのか、御意見になるのかわかりませんが、第1点でございますが、6ページでございますが、(イ)ののところですが、長期収支計画の不整合の問題があった場合に、報告の徴収を行うことができるということでございますが、予算と違いますので、事業というのはなかなか整合はしないものでございますので、どの程度不整合があったらということについては、おそらくこれはガイドライン等でまたお示しいただける部分じゃないかと思っておりますので、今後をお願いしたいと思います。

7ページでございますが、四の法制上のところ、かなりいろいろ御苦労されたと思いますが、改めて拝見すると法律関係で3つ出てくるわけでわかりにくいところがございます。(3)のところに、「法令の解釈、適用等」がございまして、法令というのが出てきます。そのすぐ下に、「その他業法及び公物管理法等」と出てきます。3番目に、(6)のところで、「その他関連する法制その他の制度」と3つ出てまいります。どうもこれを見ますと、法令というのは事業の円滑な推進に支障が生じないかという観点から法令という言葉が出てきて、その他業法、公物管理法というのは、民間事業者の選定に関する手続きについて出てきている。それから、法律に基づくことにつきましては、その他法令と3つ出てきていると思いますが、この関係がわかりにくいと思います。私は、基本的には法第17条で規制の緩和をすることということがありますので、これを前面に押し出していただいた方がわかりやすいのではないかと思います。

第3点でございますが、8ページのガイドラインを入れていただきましてありがとうございました。ガイドラインをつくるということで書いてございますが、特定事業の実施に係るガイドラインと書いてございますが、この実施に係るガイドラインということの括弧でございますが、実施に係るよりも、むしろ評価に係るガイドラインの方が比重が多いような感じがいたしますが、例えば民間等から非常に要望が強い既存の法制との整合性の問題でありますとか、事業者の選定の手順でありますとか、実施に係るガイドラインというのも、この中に是非入れていただきたいと思っております。

以上3点です。

樋口委員長 今の御質問に対しまして、お願いします。

白須室長 第1点の6ページの上から6行目の、いわゆる財務状況についてのモニタリングの部分でございます。これは長期収支との不整合等の問題ということでございまして、当初、どういう予定で言っていたかと。大体始めはいいような計画になっていても、だんだんそうならなくなってきた、そうなる、やはり注意もしていかなければいけないということで、これが不整合であるならば直ちに問題というわけではないのでございまして、そういうときに報告の徴収を行うということができるとか、つまり、財務についての関与の1つのファクターと申しますか、要件の1つとして挙げているものでございます。最初と話しが違っていると、それでは、何でそうで、どうなのかという報告をしてくれという1つのファクターとして挙がっているわけございまして、不整合そのものが実態的な問題だという意味で挙がっているわけではないということでございます。

もちろん、どこまで果たしてガイドライン等において具体化できるかということは、個々の財務に関わることでございますから、それぞれの内容もあるし、また、それぞれ実施主体のお考えもあることだと思いますから、この辺はかなり個別のケースによる話だろうと思えますけれども、それ自身が直ちに、言わばデフォルト・ファクターみたいなことじゃないということでございます。

それから、7ページ目でございます。ここの部分につきましては、今御指摘ございましたのは、7ページの四の1の(3)と(6)での法令等の使い方についてと考えておりますが、まず3行目の法令というところにつきましては、大きな意味におきまして、一般的な意味で法令という書き方、つまり、法制上の措置についても、ここに書いてあるような観点から、PFI事業の円滑な推進に支障を生じないように、法制上の位置付けを整備していく。その際、その整備の内容としては、法令解釈、適用を含むのだということを書いているわけでございます。

その次の業法及び公物管理法でございますが、これはその上の民間事業者選定に関する手続きの話と同じではございまして、今の法令の解釈適用を含めた法制上の位置付けの整備の話をブレイク・ダウンしたものでございまして、なお書きの選定に関する手続き、これは業法よりも、むしろ会計法の系統の話でございまして、事業者選定についても、入札手続きとか随契の手続きとか、そういうような手続きについての整備ということでございます。

次が、そうではない業法や公物管理法についても、個別具体的に検討を行っていき、位置付けについて整備を進めるという関係でございます。

(6)の方でございます。これは言わばバスケット・クローズでございまして、その他関連する法制その他の制度についてもやってくれということでございまして、まず(3)前段で大きな点を書き、選定手続きに関する会計法令、あるいはオペレーションに関わります公物管理法や、ものによっては業法があるものもございまして、(3)の後段でそういうものについての話をまずさせていただきまして、それ以外のこともやってくださいという形をもって、(6)を書かしていただいているものでございます。

A 専門委員 4 段階になっているわけですね。一般的な法令があって、民間事業者の選定に関する手続きに関する法令の整備、その他業法、公物管理法に関する整備、それからその他関連する法制その他の制度についての規制の緩和と 4 段階ですね。

白須室長 4 段階ございますが、1 段階目の中に、2 段階目と 3 段階目が入っているわけでございます。1 段階目のものをブレイク・ダウンしたのが 2 段階目と 3 段階目でございます。特にその中で特記して選定手続きに関するもの、それと業法や公物管理法に関するものというふうに 1 段階目のものを 2 段階目と 3 段階目でもってブレイク・ダウンしよう。（6）の方は、ここでまず書き出した P F I にダイレクトにすぐ関わりそうな直接的なものをまず（3）で書き出しておきまして、その他についてもというのが（6）ということです。

A 専門委員 （3）で読めないものがあれば、対象にならなかったことがあっても、（6）で救えると。

白須室長 さようでございます。

B 委員 今の法制上の措置ですが、確かに少し重複するような感じの書き方になって、「その他業法及び公物管理法等」というのは、読み込もうと思えば、（3）の法制上の措置の 3 行目、「法令の解釈適用等を含め」、そこで読み込めないことはないんですね。なお、そこで手続きが来て、その後その他と来るから、手続きとの関連があるように読まれることがあるんですが、今、御説明のように特記したという意味でここで業法と公物管理法を一応出していただいた方が言葉としてよいかもしいないと思いますので、若干並び方の不自然さはあるんだけど、なおの上が割と大きくいって、特記を 2 つしたということととらえればいいのかという感じがするんですが。

樋口委員長 3 つ全部お答えになったんですね。

白須室長 8 ページ目の方でございます。実施に係るガイドライン、これは実施と評価と分けているというわけではございませんで、言ってみますと、このところでは 3 のところで、知識の普及とか情報収集・提供と、やや一般的なことをまず言っております。その次に、実施に係るガイドラインという形で、言わばここでは、昔のあり方で言いますと基本通達みたいな、基本方針に基づいた基本通達のような実施に係る通達と言いますか、そういうようなものであるという意味で、実施に係るガイドラインと書いておきまして、評価は重要だということで、その中で例記しているところの 2 つに評価と書いてあるわけでございます。そのような分け方でございます。

樋口委員長 A 専門委員、よろしゅうございますか。なお、御質問、御意見あれば出してください。

A 専門委員 一応わかりましたが、その実施に係るところが事業継続が困難になるということだけの、非常に後ろ向きのところだけでございますが、もう少し実際にどうやって事業者を選定するかとか、実施方針の公表の仕方とか、もう少し具体的な実施の手順についても、このガイドラインでは触れていただくことは可能なんですか。それはその他で読

むんでしょうか。

白須室長 事業継続困難というのは、最後に書いてございますが、冒頭に書いてある「一の4」と書いてございますが、これは事業の選定でございます。一の4は、特定事業の選定、公表でございまして、そこで算定及び評価の客観性と、ここまでバリュー・フォー・マネーでございます。それから、透明性の向上ということで、これはそれぞれの発表の仕方とか、そういうことを書いているわけでございます。

二の1、これは事業者の選定と、ここでやはり評価基準の客観性と透明性の向上、これもどうやって選定するかと、その際の評価のやり方、また、透明性の向上というのは特に発表などが入るわけでございます。それにいざとなった時の話ということでございまして、この代表例を3つ挙げているというわけでございますが、その選定の最後、発表手続き等はむしろ前の方で上記一の4の透明性の向上、そちらの方で破綻よりも前のところで書かせていただいているということでございます。

C委員 住民というか国民の立場からというところで気になる点が何箇所かあるんですけども、4ページの選定のところなんですけれども、上から4行目のところで、「公共サービスの水準の向上を期待することができることを、当面」と書いてあって、この「当面」という言葉が何故入ったのかと。これはずっと継続をして、このことは基本的な選定の基準であるべきだろうと思うので、この「当面」という言葉の意味をお聞きしたいということ。

それから、(5)と(6)のところ、悪影響を及ぼさないよう留意の上公表という書き方になっていて、ちょっと悪影響を及ぼさないという表現に違和感があったんですが、ほかの法文の中でもあるということだったので、この形ということで、了解してはいたんですが、やはり読んでみますと、(5)のところは、「悪影響を及ぼさないよう留意の上、速やかに公表する」となっていますので、速やかであればちょっと悪影響を及ぼさないという冠が要るかなと思うんですが、(6)のところは、「悪影響を及ぼさないように留意して、適切な時期に公表すること」となっていて、ここは適切な時期という言葉がありますから、この「悪影響を及ぼさないよう留意」という言葉を削除をしても、「整備等の実施等に当たり、適切な時期に公表すること」という中にそのことは含まれてくるような気がして、あまりにも何回も何回も重ねて、この言葉が入ってくると、私どもから見ると、住民に対して説明するときに、無用な混乱を避けたいからそういうことをやるのかというふうにも見えなくはないですね。ですから、できるだけ限定した言葉で悪影響を及ぼさないというのは使われた方がいいような感じがいたします。だから、(6)は特段には要らないのではないかという気がいたします。

それから、評価のところ、事業の継続で私どもとしても評価をしたいと思っているんですが、6ページのところの(イ)の なんですけれども、ここで使われている言葉が「公共サービスの水準の監視を行うことができること」という、この監視という言葉なんです。監視と言うと非常に強い言葉ですね。そうすると、監視をするということは行政的に

もかなり行政の仕事としてあるということになると、その監視のコストという話が出てくれば、全体としての事業コストがどうかという点でも気にはなりますし、何か表現としては、きっとおっしゃりたいのはチェック機能のようなところなんだと思うんですが、何か監視ではなくて、適当な言葉がないかなと。ちょっとここまで強い言葉を使われると、監視コストということも含めてどうかという話が出てきはしないかというふうな気がいたします。

以上です。

白須室長 まず、4ページの上から5行目の「当面」という部分でございます。この当面という意味は、PFIの場合は、バリュー・フォー・マネーが基本でございます。コストとベネフィットで、本来的にコストに比べてベネフィットがより多く出るという話ならばやっぴいというのが基本的な考え方と存じます。

そういたしますと、これはいくつかのケースがあるわけございまして、当然同じものを同じサービスを、つまり、同じベネフィットを受けるのにコストが低いと、これは明らかでございます。それと同じコストでサービスが高い、ベネフィットが高い、この場合も明らかと。これに対しまして、コストは高くなるけれども、サービスはもっとよくなるというケースがございます。コストはどんと下がり、サービスがちょっと下がるというのもあるかもしれませんが、それは普通あまりないだろうと思います。

そういたしますと、ここはPFIといたしましても、評価の客観性がどの程度高まってくるかという問題になるわけでございます。法律上は、言わば最後のケース、金は高くつくけれども、もっと便益はあるよというケースも読めるような形に書いてございますが、ここに書いてある安くて同じサービス水準を取れるか、同じ金でより高いサービス水準かという話で、国会の御審議等でも説明等はなさっているわけでございますが、せっかくこの金を出して、もうちょっと付け加えればよりすばらしい効果が出るんだと言ったときに、それを全く否定すべき法的趣旨とも思えませんし、また、PFIの理解といたしましても、そうだろうと思います。ただ、評価が問題でございまして、評価の客観性が高まってくれば、そういうことをやりましても、国民の皆さん、住民の皆さんも御納得いただけると思うのでございますが、のっけから金は倍かかるけれども、サービスは3倍になるんだというのが出てまいりますと、なかなか国民の方々、住民の方々には理解しにくいだろうと。しかし、これはきちんと評価がなされてくるのであれば、それは場合によると、ほかの事業との関連で言えばコストの削減にもなるわけでございますが、そういうこともあり得るということで、当面ということを使わしていただいているということでございます。

つまり、この評価の客観性の向上と関連する問題というふうに御理解をいただきたいと思っております。

(5)と(6)、悪影響という話でございます。特に(6)について、悪影響がないように、適切な時期というんで要らないのではないかという御指摘がございました。これは時期の問題と内容の問題というのは、必ずしも合致いたしませんで、もし悪影響を及ぼさ

ないよう留意していただくというのが(6)で落ちますと、時期は選んでいいけれども、例えば2年先、3年先、資料は全部公開しろということになるわけでございます。そうなりますと、例えば個々の事業者の方の事業上の秘密であるとか、プライバシーであるとか、そういうものに関わるものもございまして、一方で申しますと、公共サイドにおきまして、もろもろの積算資料を全部出してしまいますと、公共事業などで入札するときにも、むしろ公共サイドの不利益が生ずるようなものもあり得るということでございます。

では、(5)は速やか、(6)は適切な時期ということでございますが、まず、(5)のところでは速やかなレベルにおいて悪影響を生じない範囲内におきまして出していただく。(6)では、それぞれのものによりまして、ほどほどの時期があると思いますが、その時点において、悪影響と適切な時期が若干バタ関係になる面がございますけれども、速やかよりちょっと時期は後になるわけでございます。何も20年後とか30年後とか、いわゆる外交文書の公開みたいなことを考えているわけではなくて、例えば速やかというのは、1か月とか3か月というところで、その後、事業が終わったところとか、20年で事業が終わったというわけにまいりませんから、一定のところ、一応目途がついたというような辺りでもって出していただくと、それが適切な時期でございます。その際も全部出すとなりますと、これは公共サイドにとっても、後の入札等に響いたりして不利益もございまして、また、事業者の方にとっても問題であるということで、(5)(6)いずれも入れさせていただいているというところでございます。

それと6ページの上の(イ)のところにあります「監視」という表現でございます。これにつきましては、確かに監視という言葉は、通常感覚からするときつい感じがあるということは私ども承知をいたしております。ただ、それではどういう言葉が合うのかと申しますと、検査とかモニタリングとかいろいろあるわけで、むしろ、通常言葉の実感としましてはここで言っています「監視」というのは、モニタリングに近いのであります。つまり検査と申しますのは一種の法律等に基づきます公権力の行使で、かつ、不定期あるいは定期に行われるところを検査と言う感じでございます。

これはちゃんと前の方にも書いてございますが、これは当然契約に基づいて行うわけございまして、その場合、モニタリングという言葉を使うと、一方でやわらかいのかもしれませんが、もう一方でその下の(ロ)のところに「安全性の確保、環境の保全に対する検査・モニタリング」とございまして、ここにございまして、検査・モニタリングという1セットになった用語が最近特に使われております。これは特に最近の問題といたしましては、金融監督の分野におきまして、検査・モニタリングという言葉が非常によく使われている、その際、用語の意味合いといたしましては、検査というのは、法律の権限に基づいてある特定の時期に定期または不定期に乗り込んで行ってやる。それに対してモニタリングというのは、いわゆる日常の監督の問題といたしまして、継続的に日常的に見ている。例えば、それこそオンラインを使って毎週報告を入れてくれとか、バランスシートと言いますか、資金状態が常に見られるようにしてこれを見ていくとか、そういうのがご

ざいます。そういうことで割と使われておりますので、モニタリングといいますと、そちらの感覚からしますと、1年中見ている、毎日見ているという感じが一方にございます。したがって、若干、ここ数年の金融監督問題で非常に関心が集まりましたときに、検査・モニタリングと言うところのモニタリングで、モニタリングは日常的ですよというように使われて、少なくともその分野ではそういう意識になっておりますので、モニタリングと申しますと、ずっとやっているのかということで、それこそ民間サイドにとってもこれは大変でございますし、官にとっても大変、それこそ行政コストとしてもかかってくるという意味であって使っておりません。実を申しますと、なかなか監視以外の言葉がない。ただ、ある意味でこういう分野におきましては、いわゆるモニタリングのことであって、法に言われざる契約等によって見ていくものという意味合いで使われておりますので、その用語を踏襲させていただいたということでございます。

樋口委員長 何か適当な言葉はありますか。

C委員 一言ずつ今のお話で、まず、当面ですけれども、お話はわかりました。それで当面の位置が悪いんだと思います。

3行目のところの、「事業期間全体を通じた」というところに移動をすれば趣旨が活きますと思います。

それから、悪影響を及ぼさないようにということなんですけれども、私としては、これは確かに、適切と速やかには時期の話なので、内容についてはということの悪影響を及ぼさないという判断も入れているんだというお話なんですけど、これは全部を出せということではなくて、詳細に関する資料なので、詳細ということであれば、当事者にとってのこの範囲が詳細と思うところで判断ができるので、私としては、おっしゃることはわかるんですけど、出されたときの印象がよくないということだけですので、御検討ください。

それからもう1つ、3点目なんですけれども、私個人は監視ということはやっていただいて結構というふうに思うんですけど、きっとそれはここの本意ではないと思いますので、今のお話を聞いてみますと、定期的な監査というようなところが適当な感じではないのかなと思うんですけども、監査という言葉は使いにくいんでしょうか。日常的なモニタリングはだめだというふうにおっしゃる。でも、監視という言葉も非常に日常的なというニュアンスが入っていますね。だから、私としては、モニタリングは避けたい、それから監視も適当でないとなると、定期的な監査、独特な表現方法というのは皆さんお使いになっていらっしゃるのかもしれませんが、それはいかがでしょうか。

樋口委員長 今のC委員のコメントに御意見ありませんか。Dさん、どうですか。

D委員 たしか、「当面」は3行目の方がわかりやすいかと思いますが、下の位置に入れたというのは何かあるんですか。「当面」については3行目に入れた方がわかりやすいと思います。

B委員 私はそれほどきつくないと思うんですね。今の5ページの2(1)のところの「関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ」というのが大前提としてございます

ね。要するに、あまりやり過ぎてはいけないというのが入っていて、そして、契約の中で、でも必要最小限のことは明確にしましょうということの監視ですね。だから、住民の立場からすると、今、コストの話がございましたけれども、全く何もしないで任せるとするのは逆に不安な部分がありますでしょう。そして、必要な部分は、その監視は、やはり必要である、だから、そんなにきつくないと思うんですね。おっしゃるように、モニタリング検査の方はきつい。だから、監査というのはちょっと。

C委員 弱い。

B委員 何かどこかにありましたね、会計上の監査の話は。そういう感じなんですね。

多数 監査は会計的なものの場合だろう。

B委員 ですから、監視という言葉自身はそんなにきつくないというか、いろいろな程度があり得るのではないかと思います。

樋口委員長 御意見よくわかりましたので、今の問題に関して御意見があれば。

E専門委員 悪影響を及ぼさないよう留意の上ということについての今のお話で内容の問題だということが非常に重要なのであって、公表されることがそれによって阻害されてしまうとか、時期的に遅れるということがあっては非常にいけないと思うんですね。今回の基本方針で非常に重要なことは、民間事業者の発案における公表ですとか、実施方針の公表ですとか、あるいはここにおける特定事業選定における公表ですとか、公表ということが、これがやはり全体の中で非常に大きな重要な役割を占めていると思うんですね。問題は公表されることなんですね。公表されることが非常に重要であって、では、その公表の仕方についてはどうするかということは、次の問題として重要なわけです。それについては、地方自治体の方々も非常に強い関心を持っておりまして、公表と書いてあるんだけど、一体自分たちはどういう判断でどういう基準で公表すればいいのかということについて非常に不安を持っているんですね。

その意味では、関連で今申し上げているんですが、このガイドラインのところ、「透明性」という言葉になっているんですけども、ここを是非、公表の基準についてもやはりある程度内容が書かれると自治体の方、あるいはおっしゃられている住民の目から見ても、そのところは見やすくなるということで、そこをはっきり書くことによってしかるべき公表はされるということにしたいんです。それで私が今お話の中で一番恐れているのは、悪影響を及ぼさないよう留意の上ということがあって、結果的に公表されなかったというようなことになると、それが非常に大事なものを失ってしまうことになるのでということをして1つだけ。

樋口委員長 どうですか白須さん、今の御意見は。

白須室長 透明性の主たる部分は公表の部分というふうに理解いたしております、特に文章で申しますと、例えば、3ページでございますが、一番下の「4 特定事業の選定、公表」と、次のページのところに(1)から(6)まで具体が書いてございまして、その上に柱書きがあるわけでございますが、そこで、「算定及び評価については、漸次その客

観性及び透明性の向上を図るよう努めていく」とか、あるいは「評価基準の客観性及び透明性の向上を図るよう」というのを4ページの二に入れておきまして、これは当然、算定の評価、事業者の選定、それらの透明性、客観性ということでございますから、これはやはり公表、公開の問題というのがその透明性においては非常に中心的な問題というふうに理解をさせていただいているところでございます。

ただ、ここは何分にも括弧内でございまして、書いていきますといろいろございまして、その辺は、具体の際に御検討いただいた方がよろしいのではないかと考えております。

樋口委員長 今のことで、ほかの委員の方で御意見ございますか。

F 専門委員 おっしゃるように、ここは多分書ききれないと思いますから、表現としては特記事項の3つぐらいでよろしいかと思うんですが、ガイドラインを策定する前に是非、これを使う方というか、公共団体辺りがガイドラインをにらんで実施方針をつくるわけですから、その方たちが使い勝手がいいようにということからすると、項目がこれでは多分足りないと思いますし、もうちょっとガイドラインにする項目辺りとして何がいいのかという御意見を聞いた上で、いろいろな策定をしていただきたい。そうでないと、ここに書いてある点以外が何が入るのか入らないのかという辺りが、多分今日議論していても決まらないと思いますし、実際、そういうユーザー・サイドといえますか、使う側の御意見を是非聞いた上でやられた方がいいのではないかという感じがします。

以上でございます。

G 専門委員 「当面」のところでもよろしゅうございませうか。御説明伺った段階でももちろん理解しておりますし、この「当面」の意味は、そのほかのことについてもいずれまた出てくるよという意味もあってだろうと思うんですが、今、「当面」の論議が表に出ますと、例えば、これを3行目に持ってくると、事業期間全体を通じた云々、これは非常に大切なところだと思うんです。これが当面かというふうな取られ方をしてしまうのではないかと。

現在、具体的ないろいろな案件の話が上がっておりますが、前もお話したように、資金不足だと、それを延払いしようとかというような関係も非常に多いわけでありまして、それを延払いをしたり金利が上がってもなおかつ縮減を期待するためにはいろいろなものがくっついてこないといかぬわけですし、そういったことも含めて、「事業期間全体を通じた」という表現は非常にいい表現だと思いますし、これが大事だろうと思っておりますので、これを何か弱くしちゃうようなのはちょっと困るなというふうに感じます。

H 委員 今の件でございますが、こういうふうを書くときに、この場合に憲法的なものでございますから、何か、当面というのが先に来ちゃうということが混乱を招く、今の白須室長さんのお話にもありましたように、いろいろなケースがあります。それを前提に考えるわけですが、それは要するに、ここに書いてありますように事業期間全体を通じて云々と、これが一番重要になるわけです。ですから、これはここで切って、次に当面のいろいろな取組みに問題があるであろうから、当面の問題として、例えば、こういうのを重点的にやりなさいよという書き方に直される方がいいんじゃないでしょうか。

樋口委員長 Dさん、どうですか。

D委員 おっしゃることはよくわかります。特に「事業期間全体を通じて公的財政負担の縮減」というのは非常に重要な事項でありまして、これを当面という形で前に持つてくると確かにそれが弱まって、本来の意味が通じない可能性があるというのをおっしゃるとおりだと思います。

ただ、もう1つ、今、御指摘のように「当面」ということについて少し下に持つてくるんですが、先ほどの御説明の意味合いが分かるような形で少し加えた方がいいのかもわからないですね。この2つの基準でやるんだけれども、これから見ていく段に当たって別の基準というのはいり得るんだという可能性を残すという意味ですね。いかがですか。

樋口委員長 白須さん、何かこれで御発言ありますか。

白須室長 なかなか文章としては難しいかと。

H委員 要するに、(1)と分けてちょっと加えたらいいんじゃないですか。(1)の中で1と2と分けるとかですね。

樋口委員長 では、この件はちょっと置いておいて。

I委員 今の点、新しい評価基準ができるまでということなんですけれども、新しい評価基準ができて結局この2つなんです。これをどう1つにまとめるのか、それから、それぞれの評価の問題、これはガイドラインのところで大変問題になると思いますけれども、それらが確定するまでということだと思っんです。

ですから、私はC委員のおっしゃることは大変によくわかるんですが、「当面」、これでいいのではなからうかというふうな印象を持っております。

樋口委員長 ここで私があまり発言してはいけないんですが、私は実は、長らくMOF担というのをやっていまして、その経験からいたしますと、非常に世の中進歩したなと思っんです。今回は議員立法で一生懸命つくられたものを実際に適用するに当たって、抜けないように基本方針をつくるということになっているわけですが、従来であれば、これは本当に白須さんのような上席の審議官が判断するどころか、課長補佐が大体やっていたようなところでありまして、論議がここまで来るといっはものすごくいいなという感じなんです。それだけにしっかりしたものをつくらなければいけないなという感じを持ちます。決まっていて、それをいかに早く把握してくるかというのがMOF担の仕事でして、提言にしても、ほとんど課長補佐段階、課長まで行かないでしょうが、そういう問題が今の過渡期においてこうなっただので、できるだけこうした状況を活用してやらせていただければと思っておりますが、どうですか白須さん。

白須室長 公的財政負担の縮減、これが事業期間全体を通じてと、これは一般の話でございませう。この文言が入っていませうと、全体の話が当面の話にはなるんでございませうが、また、ここでも分けて書くといっのものかなり難しいところがございませうと、ニュアンスの点から申し上げさせていただけますと、「当面、選定の基準とすること」と、この位置にあって、「事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減」の部分が先にあるといっの方が、イ

ンプレッションとしてはよろしいのかなというふうに思います。

H委員 文章を切るとかが仮に難しいのであれば、事業期間全体というのは欠かせない言葉でございますから、最初の文章は一旦切れているわけですね。その1行目の後ろに、「効率的かつ効果的に実施できるものである」という前に移して、もうちょっと言葉を補っていただいて、期間を通じた負担の軽減とか、あるいは効率化、単に減少だけではありませんから効率化につながるというふうに直されたらどうでしょうか。

樋口委員長 Dさん、どうですか。

D委員 その内容を2つ具体的に次の文章で言っていますね、「又は」の前からいくと。だから、重複してもう一度言うのか、そういうことになってしまいますね。

I委員 当面といいますのは、ガイドラインの中で、評価の仕方というのは公表の仕方と同時に大変な問題になると私は思うんですよ。経済学をやっている者の中でも問題になりましょうし、現場の方でも問題になると思うんですね。それをガイドラインそのものは委員会ではないにしても、内容については基本方針を受けていますので、委員会の者が知っておく必要がありまして、これが決まりましたら、すぐにも議論を始めるんだと思うんです。それが固まるまでの当面だと思うんです。そんなに長い当面ではないというふうに私は理解しているんですけども。ですから、この「当面」でよろしいのではなからうかと、基本方針としては。

H委員 そうであれば、基本方針でございますから、そこに目先の当面というのをわざわざ入れることがあるのかと、しかも、これは第1項に入っているわけです。ちょっと重た過ぎるのではないかと思いますね。

白須室長 結局、どこまで全般的にカバーされて、どこまで確定的なガイドラインができるかということにもよると存じますが、御指摘のような内容で、ぴしゃりとかうだと言えるほどのものが半年とか1年でできると思いにくいところがございまして、つまり、この部分については理想的なガイドラインというのは、これまた難しいというふうに思っておりますので。

樋口委員長 実は、この修文の問題については、白須さんは、係長の段階から有名な修文の大家でして、おそらく大蔵省でこの人ほど文章を書く人はいないんですよ。あまりほめ過ぎかもしれないけれども、そういう面で非常に難しいですね。基本方針だし、これによってやっていくわけだから。両部会長、もう一遍最初に戻しますからどうぞ。

D委員 今の御意見を伺っている限り当面の位置はここしかないと思います。先ほどの御意見のように、事業期間全体を通じて公的財政負担の縮減ということを経験するという案も1つありますけれども、私は今のままでいいのかと思うところです。前言を翻して申し訳ないですが、先ほどの文章上の重複の問題、時間的な経過の問題ということを経験すると。

樋口委員長 J委員、どうですか。

J委員 あまりこういう憲法的なものを議論したという経験がないものですから、もと

もとの教育、あるいは活動が技術系でやってきたものですから、あまり気にしないで内容をすぐ取るわけです。今、白須さんの言われた3つのことというのはごく自然に考えているんです。頭の中では全く抵抗がないんです。その3つの基準を受け入れること、それであれば、ちょっと法的にはおかしいのかもしれませんが、例えばここで同一の水準になる場合という文言として出ていますね。この同一の水準をやめまして、例えば縮減されない場合であっても、公共サービスの水準に格段の向上が期待できるとかということで両方を読み取るというのはだめなんですか。

お金が少し増えるかもしれないけれども、サービスの格段ということで、同一水準というのは両方とも含めるという書き方をして当面を取ってしまうと、すっきりはするんですけども、そう読めるかどうかというのは、その程度の修文で済むかというのはわかりません。

樋口委員長 今のJ先生の御意見は、こういう文章に関係なくそういう話は私のところにも一般論として持ってきている方はあります。

K専門委員 非常にわかりやすい構成で、多分御苦労されて作成されたと判断しますので、あまりコメントいたしません。

2、3点、確認の意味で御質問させていただきたいんですが、よろしゅうございますでしょうか。

2ページ目、「国等」という形で自治体を抜いていますが、実はこの後段で、さまざまなところで公共施設等の管理者等という、いわゆる法律上の定義された用語（ディファインドターム）を使っているわけです。これには自治体が入っている。御意思はよくわかるんですけども、法律の構成上どういう位置付けをされているのか。民間の世界ではディファインドタームは一般の契約書ですと、必ずその整合性が問題となります。自治体から見た場合自分たちが入っているのかどうかという問題です。ですけども、ここでの意味では、自治体もこういうことを考えなさいよという御意思じゃないかと思しますので、文章の規程のあり方に違和感が若干ございます。是非ともその御説明をお願い申し上げたいと思います。

もう1点、これはちょっと難しいと思いますけれども、6ページの最後段の параグラフ、非常にこれも御苦労されてつくられた文章であろうと、私自身も聞いたんですが、何度見ましても、普通の一般の方とか自治体の方に、本当にこれがわかるんでしょうか。非常に微妙な言い回しとともに、一体何をしなきゃいけないんでしょうかということが、本当に自治体の方とか一般の方々にわかるかどうか。ちょっと難しさがありますね。経済合理性とか、資金調達における当事者、事業者の支払責任に係る条件等を踏まえつつとか、非常に含意に富んでいるわけです。

ですけども、こういったものはおそらくガイドラインでより詳細に御定義されていくことなんでしょうけれども、そのお考え方を少し御説明いただければわかりやすいと思います。

7ページ目、第三セクターを当然法律の規定に基づいて、選定事業者候補として公募の対象にせしめると、こういうふうには私は理解しているんですが、これもガイドライン上の問題になるかもしれないんですが、この文章で本当に十分でしょうか。第三セクターが、もし、公募の参加者になった場合、評価の対象になるわけで、ディールのアームズ・レングス性、もしくはトランスペアレンシーが問題にならざるを得ないわけですが、ここでは、いわゆるコンフリクト・オブ・インタレスト（利害相反）の問題のみしか書いていないわけです。非常に微妙な問題を抱えている。やはり明確に第三セクターに関しては、公平な評価基準がなされることも1つの大きなポイントじゃないかと思えますし、第三セクターが堂々とPFIに入ってくる1つの大きな要件になるんじゃないかと思えます。

8ページ目、これはちょっと私自身も読んでいてわからないんですが、是非とも御説明いただきたいのは、最初は「民間資金等活用事業推進委員会は」云々と、「措置するものとする」とあります。行政文書ではこれは正しいのかもしれませんが、目的語はどこにあるんでしょう。民間資金推進委員会は措置する、何を措置するんでしょうか。これは文章が「述べる等」で一旦切れていて、「措置する」となっているために、主語、述語、目的語がよくわかりません。この点、御説明頂ければ有り難い。

それと、もう1つ御説明いただきたいのは、その後段の параグラフで「政府は」とございますが、この政府、これは一体何を意味するんでしょうか。実は、先ほど白須室長から御説明ございましたように、この基本方針の補足説明的なものをつくる、あるいは基本通達みたいなもの、これはやはり政府のお仕事じゃないかと思えますし、政府が主体的にこのあり方のギャップを埋めていくというのは非常に正しいことではないかと思うんですが、これは関係省庁の独自のガイドラインを含むんでしょうか。あるいは総合調整という形で内政審議室が法律外事項としてのガイドラインを取りまとめるものなんでしょうか。その辺を知りたいわけです。

それとともに、非常に悩ましい文章でございまして、ガイドラインというものをどういうものに位置付けるのか、おそらく今後御議論していくことになると思えますけれども、国の考え方として、これを補足するというのが政府のお仕事でしょうが、現実には、先ほど第三セクターの在り方とか、事業者の在り方、提案の仕方によりまして、実務上の留意点とか、あるいは手順等、とても法律事項ではない、実務的な問題も出てくるわけです。こういったものを推進委員会が独自の見解として出されることは、今の法律上の規定から読めるんでしょうか。それを書くことは問題あるんでしょうか。あるいはそこまで政府が自らリーダーシップを取られて、またすべての実務問題を仕切るんでしょうか。この点ちょっと御説明を願いたいところがあります。

白須室長 まず、最初の「国等」という表現と、「公共施設の管理者等」という表現の関係でございます。これは公共施設の管理者等というのは、これは「国等」で定義しておりますが法2条3項1号、3号、2号は地方公共団体でございますが、1号が国の大臣、3号が特殊法人、2号が地方公共団体の長でございますが、それらのものでございますが、

そういうところで、冒頭に当たりましてだけ、これは国と特殊法人のものだと、あるいは国のものだと、これは特殊法人のものだということを示すために「国等」、あるいは「国は」というように書いておきまして、以下のところで公共施設の管理者等と書いておきますのは、当然国等、国と指定されたところの公共施設の管理者等と書いておきまして、純法制的に申しますと、一旦国等と書いたからには、その後のところも公共施設の管理者等と書かないで、国等とか国とか書いてもいいんですが、それをやってまいりますと、国という言葉がむしろ後ろの方で政府という言葉で、四の1辺りの財政上の支援等を使っている政府という言葉と間違えられるおそれも、いくら前の方で以下同じと書いてあると言いましても、間違いやすいものでございますから、頭のところだけで国等という形を使いまして、下の方で書いてございます「公共施設の管理者等」というのは、国等であるところの公共施設の管理者等と、あるいは国と頭に書いてあった場合は、以下のところで公共施設の管理者等と書いてありますのは、国である公共施設の管理者等ということで、御理解をいただきたいということでございます。

それから、6ページ目でございます、この意味あいでございますが、まずこの大きな話からいたしますと、従来、各省庁での研究会のレポート等々を拝見いたしますと、概して6ページの(3)でも上の方の部分、つまり、破綻等のときに公共サービスをどうやって確保するかということは割と書いてあったと存じます。その際、民間事業者が資金を調達しているということで、その資金供給者にとっての破綻等の問題というのが、あまり表面に出てこなかったというところで、この部分は、上の方で公共サービスの確保の問題を書き、下の方で言わば選定事業者にとっての債権者の方の問題を書いているわけでございます。この意味あいは、対応の規定内容及びその明確性が資金調達の難易度等に影響を与えると申しますのは、選定事業者である会社が破綻いたしましたときに、双方がどういう権利・義務を取得して、どういう形でもってその会社の債権債務を整理していく、あるいは継承していく、そういう形があるかということによりまして、例えば全く債権者にとっても、債権が保全されないような場合においては、その選定事業者たる債務者が資金を調達しにくくなるわけでございますので、当然、コストは上がってしまうと。資金調達の難易度、規模または条件等に大きな影響を与える、つまり資金調達がしにくくなる。債権保全がなされないような条件だと資金調達がしにくくなる、あるいは金もそう集められなくなる、また、集めても金利が高くなる、期間が短くなる、これに大きな影響を与えることに鑑みということございまして、「選定事業者の事業の態様、資金調達における当該選定事業者等の支払責任に係る条件等を踏まえつつ」という部分でございますが、これは選定事業者の事業の態様と申しますのは、通常の場合といたしまして、SPCで、つまり、その事業だけを行う会社を独立させた法人格を持たせましたSPC、特定目的会社によって行うのが普通であろうと思いますが、必ずしもこれはSPCでなければいけないというふうにここで制約するわけにもいかないわけでございます。商社とか建設会社が、内容にもよりますので、本業の会社でもって、親会社でこれをやりたいと言っても、それを

いかぬというわけにもいかないと思います。つまり、その会社がこれに特化したSPCなのか、あるいは他のPFIとパッケージにしてやっている会社なのか、あるいは親会社そのものが一連の、あるいは親会社でなくても、他のもろもろの事業をやっているところが、その一環としてやっていることなのか。これによりますというのと、また、更に今の形でもって、いわゆるコーポレート・ファイナンスなのかプロジェクト・ファイナンスなのか。SPCでやっても親会社が保証すればコーポレート・ファイナンスになってしまうわけでございますし、プロジェクトであっても、そのプロジェクトのパッケージの問題がございます。そういう点があるわけでございます。そういう点に応じて、それぞれ配慮していかなければならないが、ただ、事業の期間とか規模とかによって、先ほど申しました設計、建設で、そのうちのもうちょっとくらいまでと、割と短いものをおやりになる、あるいは20年、30年のものをおやりになるというものによって、いろいろ対応が異なってくるかと思えます。短ければ、例えばコーポレート・ファイナンスでも親会社でもいいというようなこと、その辺が経済合理性に照らしということで判断すると。

次の三セクのお話でございます。

三セクについては、これは基本的に三セクであっても株式会社でございますので、特段の規制がない以上、民間事業者として対応できるわけでございますし、現在のところ、それを入札であるとか、そういうものでもって計算し直せとかいう法律がない以上、それをすることはできませんので、ここに書いてございますのは、法律の規定においてきちんとしろということを踏まえた上で、特に問題になっております他の人の期待がいろいろ形成されると問題があるというのが従来三セクについての問題点でございますから、その点を明らかにしろというように書かしていただいているものでございます。

それから「措置する」、これはPFI法の規定を受けまして、書いているわけでございますし、御理解を賜りたいと思えます。

それと、ガイドラインとここに書いてございますのは、括弧にございますように、言わば基本方針で、個々の問題点として取り上げられておりますバリュー・フォー・マネーでございますとか、事業者選定とか、破綻の場合の対応とか、そういうことについて一種、横断的、横割的なガイドラインという理解でございます。

A 専門委員 今のKさんののは、各省がばらばらにということではないんですか。

白須室長 ここに書いてございます委員会の意見を聞いて作成する基本方針に基づいた、各項目を横断的に対応するガイドラインというものにつきましては、当然内政審議室におきまして事務方作業を務めましてやるものでございます。ただ、知識の普及とか、情報の提供とか、その辺の方は、各省それぞれおやりいただいて結構な話でございます。

樋口委員長 今の問題は私もちょっと付け加えさせていただきますと、経済戦略会議においても、小さな政府、政府というものについてでございますが、地方の公共団体の中には中央政府のことばかり考えている方がいるんですが、あなた方も入っているんですよというふうにもいつも私答えておったんです。大体、財政赤字というのはあなた方が半分はあ

るということを知っていますかと言いますと、そんなこと知らなかったと、あれは中央だけかと思っていたと言うから、そういう点、文言の問題が出てきますね。

L 専門委員 6 ページの先ほどの資金供給者に対する義務なんですが、ここで1点だけ。PFI というのは政府と事業者と金融機関がそれぞれリスクを分担しながら、経済的合理性というか、経済原則に応じて事業を進めていくというのに、資金供給者だけに債権保全ということで、非常に具体的にここに言葉が挙がっているというのは、ちょっと堅苦しいじゃないかという気がするんですが。場合によっては、「踏まえつつ、経済合理性に照らし」ということで、その前の「資金供給者の債権保全に配慮して」という文言を入れる必要があるのか、その辺だけお伺いしたい。

白須室長 これは例えば破綻の際の介入権の問題とかがございまして、そこは概して公共サービス確保の面の問題は比較的重視されやすいんですが、一方、実際問題と言いますと、債権保全を考えておいて、それができるような方向にしておかないと、實際上、それに応じた対応規定ということでない、なかなか資金調達面が難しい、再建が難しくなるということで、実際にやるに当たっては重要なファクターで、上の公共サービスの所要の確保に係る対応という点とのバランスという点からいたしましても、記載の必要があるんじゃないかと考えております。

L 専門委員 現実的には契約も当然なされて、金融機関、資金供給者としては、それが保全されるような方向で議論していくと思うんですけども、ここに書いてしまうと、全部このことを必ず何らかの形でということになるんじゃないかという気がしたものですから。

白須室長 その部分につきましては、御指摘のようなあれもあろうかと存じまして、一番最後のところでは、「経済合理性に照らし相当のものとするよう留意すること」ということにさせていただいております。

樋口委員長 今回の件でちょっと申し上げますと、実はほかの要件で英国で見えてまいりましたが、リーダーシップ取っているのは金融機関なんです。しかも日本の金融機関がそのうちの約8割をやっています。それが動かないと絶対に動かないです。今の英国のPFIの状況については、そういうことを申し上げておきたいと思っています。

M 専門委員 お願いと確認とお尋ねしたいんですけども、地方の問題が今回8ページのところで五の1になって、前回のときの資料は地方公共団体がアンカーの文章だったのでいいのかなと思ったんですけども、この基本方針を読ましていただきましても、最後にならないと地方のことが基本的に出てこないというイメージなんです。国等と書いてまして、2条の3項の1号、3号のものを見ていましたんで、地方は外していますよということでこうなっていますが、できるだけ前文の中に、これについては日本全体がやっているけれども、この基本方針は一応国と言いますか、政府としての考え方をまとめているんで、地方についてはこれに準じて早急に体制を整えなさいというのが前文にあった方がいいのかなと。最後にあると、地方の人が、あれっという感じを受けられるかなというこ

とが1つでございます。

それから、2ページの特定事業に係る事項で、前回いろいろ議論がございまして、いわゆる独立採算的な事業だけとの悪い印象を与えるんじゃないかという話があって、今回のようないい表現に変わっておりますけれども、確認なんですけれども、一応法律の3条の中では、独立採算的なこと等という表現があって、その「等」の拡大の解釈と言いますか、いい方向への拡大解釈をされている条文だと思うんですけれども、それが法制の立場から言って、オーソライズされているのかどうかという確認でございます。

もう1つ、4ページで、これはちょっとわからなかったんですけれども、4ページの(2)の、公的財政負担の見込額の算定については、収入、支出を適切な調整を行って、将来の費用と見込まれる額という表現があったんですけれども、「将来の費用と見込まれる額」の「と」というのは、アンドなんでしょうね。収入と見込まれる額というのは、「将来の費用」というのが支出で、アンド「見込まれる収入額」のことを言っているのか、それとも「将来の費用と見込まれる額」という費用のことを言っている額なのか、ちょっと意味が不明なのと、適切な調整を行ってという、適切な調整の意味が具体的な作業をするとき、ちょっと意味不明なのかなという、そのお尋ねと3点でございます。

白須室長 地方公共団体の点につきましては、御承知のとおり、法律の規定からいたしまして、最後のところでこのように書かしていただいているわけでございます。前文の方で書いてはどうかという御指摘がございましたが、前文そのものは、言わば全体的なことを書いてあるんで、いきなり地方が参考だよということが入ってくるのはどうなのかというふうに思っています。

それから、2ページの特定事業に係る事項の部分でございますが、そこにあった独立採算の記述を今回落としたという点でございます。これにつきましては、当然法律に書いてあるものでございますから、法律の規定はそのまま残っているわけでございます。ただ、その法律の立案の過程におきましては、独立採算のもの等ふさわしいものということで、だんだん「等」がふくらんできたということかと考えておりました、この点は整合性の上で、このバリュー・フォー・マネーでやっていくということの問題はないかと考えております。

それと、4ページの(2)「将来の費用と見込まれる額」でございますが、「将来の費用及び」ではございませんで、「将来の費用と見込まれる」というものでございます。「適切な調整」につきましては、どういうふうに調整するかというのは非常に難しい問題であって、これはなかなか直ちにはいかぬと思えますか、この件は今後ガイドラインを御検討いただく際の1つの大きな問題点ではないかと考えております。

B委員 時間もありませんので、簡単に2点だけ。

8ページのところの五の3の括弧書きですが、これは既に何人かの委員の方から御指摘がございましたように、「その他に係るもの」という書き方で括弧書きを閉じると、若干限定されるものですから、これからガイドラインで、これはまさに精神的なものというこ

とで、そんなに細かく踏み込めない性格のもので、それを補完するものとしてガイドラインが実際にはかなり有効だろうと思われまので、ちょっと加えたら、例えば例示したよという感じの方がよろしいのかなという感じがいたしました。

もう1点、7ページの法制上の措置のところ、例えば地方公共団体に対して、国が補助金を出して地方公共団体が公共施設をつくるという場合に、それを地方公共団体がその公共施設をPFIでやるという場合にも補助金があるよという話というのは、ここではどこかでその可能性は読めますかね。

白須室長 財政上等の支援について、現行の制度に基づくものを基本とし、又はこれに準ずるといこととしておまして、例えば予算の補助は、国から直接、地方ではなくてPFIの方へ出すということに限らず、地方がPFIの方へ使っても、国の補助の対象になるということでも、既にこの考え方に合うものと思います。

あと、例えばということですが、例えばと言いますと、何か一部やらないかのような感じもございますので。

樋口委員長 なるほどね。ほかに。

N専門委員 要望だけでございますけれども、法律が9月に施行されて、実質的には基本方針が公表されない限り、各PFI事業は進まないということです。ガイドラインはできなくても、基本方針が公表されればPFI事業は進められるということで、多くの地方自治体の方々が満を持してこの公表を待たれています。いろんな議論はありましようが、速やかな議論をお願いして、基本方針を公表していただきたいと存じます。

もう1つは、現行の法制度の中で、基本方針を策定するということで、当然PFIを進める上でのぎくしゃくしたところが出てくる、あるいは指摘されているということがあります。例えば説明ございました同じコストで高いサービスを購入するのが本当に競争入札になじむのかといった入札制度については、法の附則に、今後検討を進めると書かれています。あるいは行政財産や管理委託の議論などでいくつか課題が指摘されている、そういった指摘されている事項も含めて、情報の提供、あるいはガイドラインで示していただければ、PFIを進める上で次の理解に進みやすいのではないかと思います。

O委員 1点だけ確認なんですけれども、6ページの(イ)のところ、これが定期的な報告を求めるような条項の立て方なのか、それとも万一状況が悪くなったときの調査権を規定しているのかというのはちょっとわかりにくいんです。初め今回の修文で に入れていただいたところの文があったんですけども、これが私、公認会計士の先生の監査済みの財務諸表を意味しておられて、それが定期的に入手できるということを考えておられたのかと思っておったんですけども、これを拝見しておりますと、事業が非常に悪くなったときに調査を命じるような形で、地方自治法に基づくような調査をかける形で、調査の実施主体を公認会計士等に限定されておられるのか、ちょっとわかりにくいんです。ですから、この問題と長期収支計画の不整合があった場合というのをあわせて見たときに、継続的なレポートの義務を付けているのか何なのか、ちょっとわかりにくいと

ころがあるんです。これが1点目。

細かいところですけども、同じページの下から3行目の、選定事業者の事業の態様云々と、支払責任に係る条件等を踏まえつつとあるんですけども、ここのところ、もう少し時期が協定を決めた後で銀行と当たるだとか、非常に微妙な形になってきて、なかなか細かいところがないんですけども、これは確認なんですけど、最後8ページのところの括弧書き、要はガイドラインで何を定めるか、これはもう少し検討できるということによろしいですね。2点目の点は確認だけです。

白須室長 6ページの上の方のの部分でございますが、公認会計士等によるというのは、これは監査報告書にかかっているわけございまして、これの頻度とかをどうするか、定期とか不定期とか、そこまで書いてございませませんが、それをいただいた上で、問題があれば、いわゆる報告徴収の契約上の権能があるという書き方をいたしているところでございます。その監査報告が定期か不定期かということは書いてございませぬ。

それから、6ページの点でいろんな対応があるということでございます。その辺はいろんな形があるわけでございますので、果たしてどこまでガイドライン等においても書けるものかどうかということはあるかと思っておりますけれども、御検討の対象だろうと思っております。

H委員 3点ばかり、今までの皆さんの御意見と関わることなんですけれども、1点申し上げます。

1つは、法制度の変更でございます。先ほどありましたように、法17条、一番最後に書いてありますけれども、これは冒頭に書くべきではないか。はっきりと法律が書いてあるわけでございますので、これが第1点でございます。

第2点は、推進委員会の役割でございまして、一番最後五のところに書いてございます。ここは意見を申し述べるだけの存在なのか。政府という先ほどの御質問がございましたけれども、政府がやると言った場合に、実際にやるのは推進委員会が具体的なところまで言わないと、なかなかそういう場所はないのではないかと。ほかにそういう組織がないと思っておりますので、意見を申し述べるところだけが強調されているようでございますが、もっと推進に係るような表現にさせていただいた方がいいのではないかと。これは法律の21条に書いてありますので、それと何ら違背しないと言いますが、むしろ21条にのっとってもうちょっと強く突っ込んだ表現でよろしいのではないかとこのように思います。

第3というのは、ガイドラインでございますが、同じく8ページに書いてございますけれども、先ほどもVFMに関わるということでございますが、今までの議論の中にも、4ページにもありましたし6ページにもあります。つまり、それぞれの評価以外の項目にかかっております。だから、ここに限定するというのは非常にうまくないということで付け加えるようにしていただきたいと思っております。

白須室長 後の方から答えさせていただきます。これはガイドラインのここだけという意味ではございませぬで、特に大きいところがここだということを書いているところでござ

ざいまして、「その他に係るもの」ということで、ずっと拡がり得るものであるということでございます。

それから、推進委員会が意見を述べる、これは法律にのっとりまして、かなり強く書かせていただいたというふうに考えているところでございます。もちろん、それぞれのものをすべて書くわけにはいきませんので、基本的なことを書かしていただいたということでございます。

7ページでございますが、法17条の規制緩和の規定でございます。これにつきましては、ある意味で冒頭がいいのか最後がいいのかという点があるんですが、私どもの感じといたしましては、最後に17条で締めくくりに規制緩和ということを書かしていただいた。最後のだめ押し的な感じで重し的に置かしていただいたという考えでございます。

H委員 読むと、ちょっと法律に基づいて書いてあるわけでございますから、17条でこういうふうにしなさいというのは冒頭に来て、その具体的なのは順番に来るべきだろうと思います。その他、大勢の残りの部分だけ17条と言っているのは書き方としておかしいと思います。

樋口委員長 おかしくないですか。どうですか白須さん。

白須室長 この四の1(1)(2)(3)、この辺は、(3)の一部は17条からも出てまいりますが、(1)とか(2)、(4)辺りは、必ずしも17条の系統というわけではございませんで、例えば法律ということでございますれば、例えば国の債務負担については11条、国有財産の使用については12条、融資については13条、14条というところがございまして、16条におきまして、財政上、金融上の支援の問題ということが書いてある。そして、17条に規制緩和の規定があるということでございます、ここは逐一何条何条と書いてございませぬけれども、17条のところは言わば法律にちゃんと書いてあるんだぞということを強調する意味で、17条というふうにかかしていただいたということでございます。

H委員 御趣旨はそうだと思うんです。そういう意味では細かく言いますと、附則の3条もそうでございますので、いろいろありますから、むしろ17条に限りませぬけれども、複数の法律条項に基づいて以下を決めるんだというニュアンスの方がいいんじゃないかと思えます。17条はそこだけだという感じはかえって強く出てしまうんじゃないかと思えます。

樋口委員長 御意見として伺っておきます。

P専門委員 私、基本方針については、内容は大変よくまとまっているということで、特にございません。御質問なんですけれども、8ページの一番最後の1行でございます。ガイドラインの策定に当たって同委員会に意見を求めるということについてですが、これについては具体的な手順とかスケジュールとしてはどういうことが想定されているんでしょうか。

白須室長 手順、スケジュールにつきましては、これは基本方針に盛り込んでいるものでございますので、基本方針策定後、委員会の御意見に基づいて進めさせていただきたい

と思いますが、例えば基本方針が出ました辺りで、例えばフリーディスカッションなりをやっていくとか、例えば最初のところではそんなことを考えております。

E 専門委員 この基本方針を議論するに当たって、内政審議室の方で一般の方から意見を募集をされて、たくさんの意見をいただいたわけです。私も十分読まさせていただいて、いろんな意見の中で参考になる点についてはこの委員会でも発言させていただいたんですが、広く意見を求めるということは重要なことだと思いますので、今後ガイドラインを策定する上でも、一般に意見募集を求めるというプロセスがあっただけいいんじゃないかと思えます。

樋口委員長 その件について少し申し上げますと、実は内政審議室から意見を求められる前に、経済企画庁で実に2年間にわたって、私が座長をやった頼りなかったかもしれないけれども、本当にいろんな意見を聞き過ぎるくらい聞いた感じがございますので、あえて申し上げておきたいと思えます。

ほかにございませんか。大体お話いただいたんじゃないかと思えます。

本当に皆様の御協力によりまして、こんなに活発な意見が出る委員会もあまりないんですけれども、大変ありがたく思っている次第でございます。御意見も頂戴いたしまして、議論はこの辺で終了とさせていただきます。皆様の御意見をお聞きしておりますと、若干の点という表現をお許し願えるかと思えますが、修正が必要との御意見もあったようでございますが、いずれも御趣旨が取り入れられればよろしいというものであったという解釈をさせていただいていいんじゃないか。

御意見を踏まえまして、修正を加えたいと存じますが、御承知願いたいのは、政治主導というものが強く出ておりまして、政府内部及び与党における調整というのは、1つの関門であります。今、国会開会中で大変忙しいわけですので、その辺、先ほどできるだけ早くというお話があったけれども、そういう事情も御勘案いただきたいと思います。

更に若干の修正が必要だということは考えております。具体的な案文につきましては、状況に応じまして、事務局から御相談をさせていただきます。最終的には、委員長でございます私と、委員長代理の西野先生に御一任いただければありがたいと思う次第でございます。よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、最後に今後の進め方、スケジュール等について、事務局から御説明させていただきます。

白須室長 これまでも委員長からお話ございましたが、今後のスケジュールといたしましては、委員長、委員長代理と御相談の上、案文等の調整をさせていただきまして、最終的にはこの法律の規定によりまして、政府サイドからこのように基本方針を定めたいけれども、意見を求めるという付議を委員会にさせていただくということになっております。その付議に対します意見をいただきました上で、内閣総理大臣が基本方針を策定するとい

う形でございます。その付議について政府といたしましての案文につきましては、今、委員長からもお話がございましたように、政府内、また与党とも調整等々を進めました上で、できるだけ早い時期にさせていただけるように努力させていただきたいと考えておりますが、現時点で申しますと、正式に付議をさせていただく時点が、いつと確定的に申し上げることはできない状況にございますが、委員長、委員長代理と御相談の上、できるだけ早く付議をさせていただけるよう努力をさせていただきたいと考えております。

樋口委員長 ただいまの白須さんのお話に対しまして、何か御意見ございますか。

ないようでしたら、皆様の御意見を踏まえて、今後進めてまいりたいと思いません。

なお、本日の会議終了後、御許可を得て、白須室長から記者会見をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

次回の委員会につきましては、予定としましては、委員のみの出席で開催ということになっておりますが、具体的な日時については、別途事務局より連絡させていただきます。率直に申しますと、国会の情勢いかんでありますが、恐縮でございますが、当面12月10日金曜日の午後4時半から5時30分まで、1時間のスケジュールでもお空けいただければ非常にありがたいと思っております。これは変わる可能性がかなり高いということを申し上げて御了承をいただきたいと思います。

何分にも先ほど申しましたように、議員立法によって成立したものを、うまくこれが運営されるかどうかの1つの試金石でございますので、基本方針というものがそこに介在するわけでございますから、是非とも将来の日本のためにも、1つの道を確認するという点で、内閣内政審議室長を始め、皆さんが努力しているわけですから、皆様の今後の御協力をお願い申し上げたいと思えます。よろしく願い申し上げます。

どうもありがとうございました。